

○財務省告示第十九号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十七年十二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
平成十八年一月十日
財務大臣臨時代理 与謝野馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	発行金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
割引短期国庫債券（第三百九十回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社会債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で三兆百九十二億円	千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年十二月二十日	額面金額百円につき九十九円九	平成十八年十二月二十日

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
十 銀 金 金 を と
七 行 額 支 き は
年 百 円 に う、そ
十 二 月 二 十 日 翌 営 業 日 に